

## 議案第 3 号

### 取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書面審理) 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3 から 5 まで（略）	(書面審理) 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3 から 5 まで（略）

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。